

概要版

堺市 高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画

【令和6（2024）～8（2026）年度】

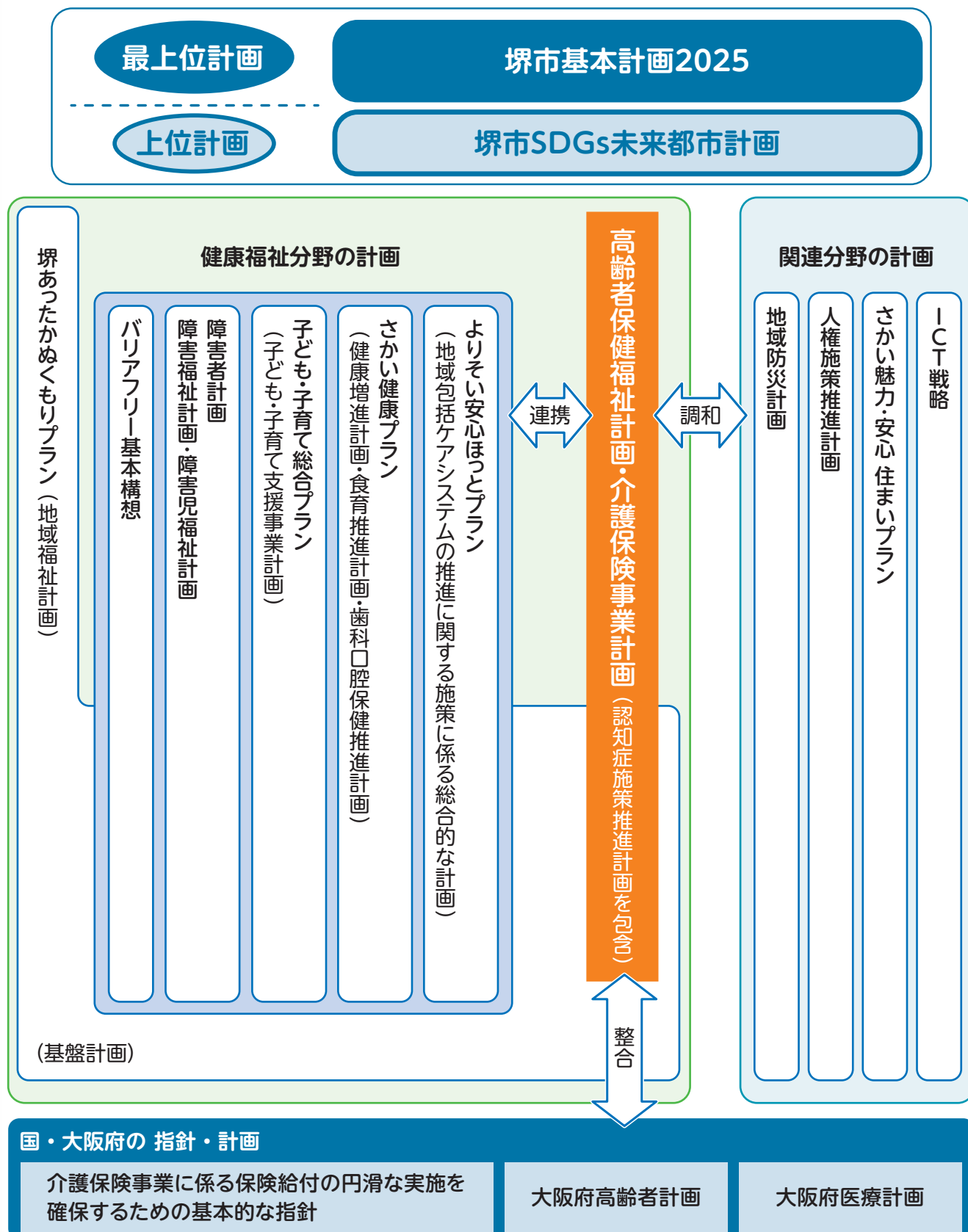
安心 すこやか 支え合い
暮らし続けられる 堺

令和6（2024）年3月

計画策定の目的

高齢者がすこやかに毎日を過ごし、何らかの支援が必要になったときも地域で支え合い、自分らしく安心して心豊かに暮らし続けられるよう、高齢者施策を総合的に推進するため本計画を策定します。

計画の位置づけ

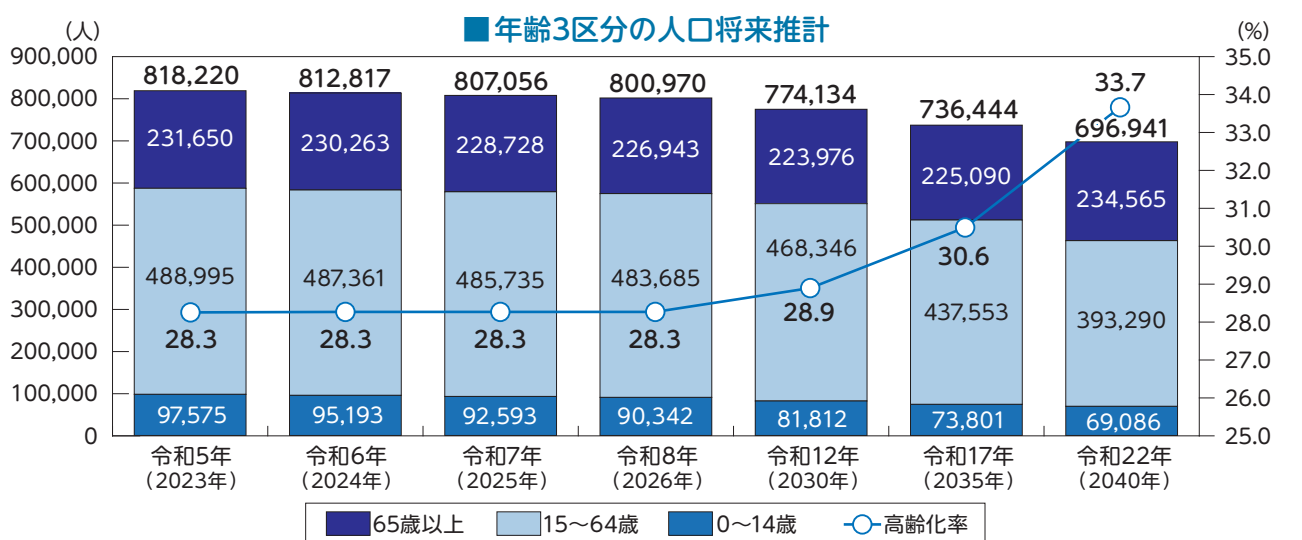


計画期間

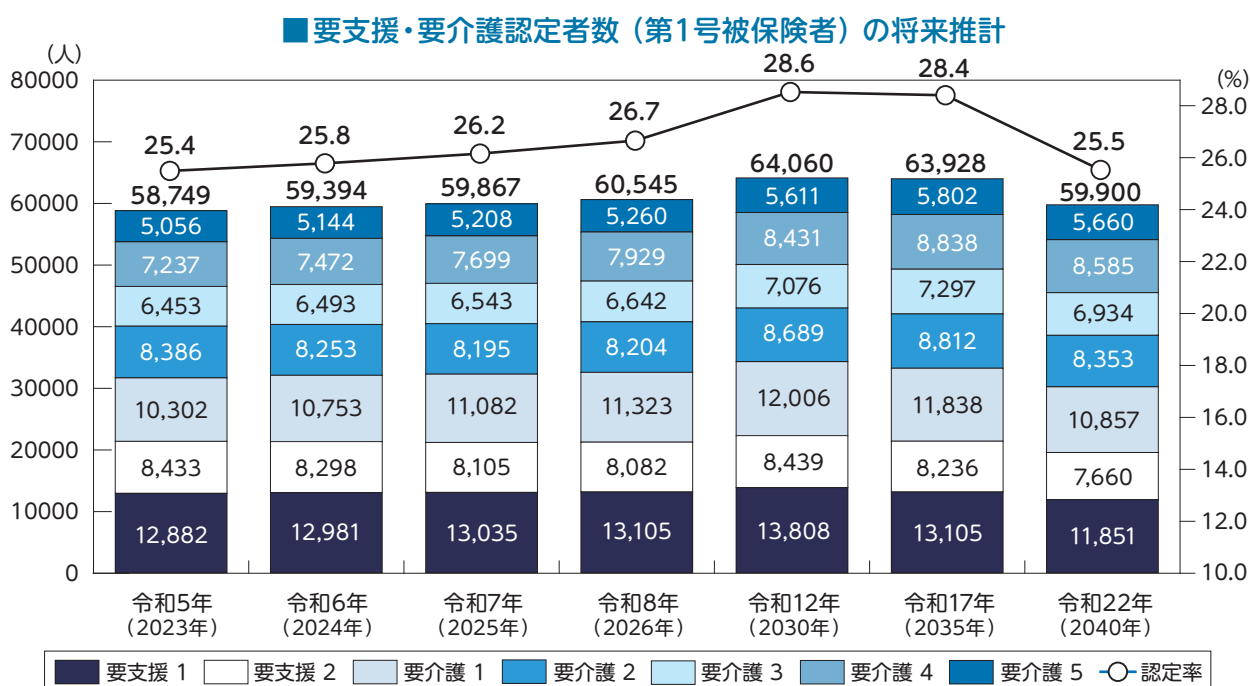
令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間。すべての団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22（2040）年を見据え、本計画は中長期的な展望に立って策定します。

高齢者数等の将来推計

本市の将来人口は減少傾向が続き、令和22（2040）年には70万人を割り込むと見込まれます。また、同年には15歳から64歳までの生産年齢人口は急減し、一方で、65歳以上の高齢者数は微増することが見込まれます。



本市の要支援・要介護認定者数の増加傾向は続くと見込まれます。令和12（2030）年をピークに、その後認定者数は減少し、令和22（2040）年の要支援・要介護認定者数は59,900人、認定率は25.5%になると見込まれます。



施策体系

基本理念

安心 すこやか 支え合い暮らし続けられる 堺

計画目標・KGI (Key Goal Indicator=重要目標達成指標)

【計画目標】

安いで心豊かに
暮らし続けられる

すこやかに
暮らし続けられる

支え合い
暮らし続けられる

【KGI (重要目標達成指標)】

健康寿命 (日常生活に制限のない期間の平均)

【現状 (令和元 (2019) 年)】
男性72.82年、女性74.46年
【目標 (令和8 (2026) 年度)】
男性73.54年、女性76.54年

重点施策・施策展開・KPI (Key Performance Indicator=重要業績評価指標)

【重点施策】

1 高齢者健康増進
施策・自立支援の
取組の推進

【施策展開】

- (1) 介護予防の充実・推進
- (2) リハビリテーション専門職を活かした取組の推進
- (3) 介護予防・生活支援サービス事業の推進
- (4) 生涯にわたるこころと体の健康の増進

【KPI (重要業績評価指標)】

新規要支援・要介護認定者の平均年齢

【計画策定時 (令和4 (2022) 年度)】
79.9歳
【目標 (令和8 (2026) 年度)】
81.0歳

2 高齢者の社会参加
と生きがい創出の
支援

- (1) 社会参加の機会・情報の提供
- (2) 地域を支える担い手の確保・育成
- (3) 地域の通いの場の創出
- (4) 地域における助け合い活動の推進

介護予防に資する住民主体の通いの場への参加率

【計画策定時 (令和4 (2022) 年度)】
6.34%
【目標 (令和8 (2026) 年度)】
8.00%

3 高齢者が安心して
暮らし続けられる
都市・住まいの
基盤整備

- (1) 高齢者が安心して暮らし続けられる住まいの確保
- (2) 高齢者が暮らしやすい生活環境の整備
- (3) 災害や感染症対策に係る体制整備と支援
- (4) 高齢者等への見守り支援
- (5) 権利擁護支援の充実
- (6) 消費者被害防止や特殊詐欺被害防止のための取組推進

見守りネットワーク登録事業所数

【計画策定時 (令和4 (2022) 年度)】
2,374件
【目標 (令和8 (2026) 年度)】
2,600件

4 認知症施策の推進

- (1) 認知症に関する普及啓発の推進
- (2) 認知症の予防と早期発見・早期対応の推進
- (3) 認知症への適切な対応と支援制度の充実
- (4) 認知症の本人・家族等への支援や居場所の提供

認知症サポーターの人数

【計画策定時 (令和4 (2022) 年度)】
86,617人
【目標 (令和8 (2026) 年度)】
103,000人

5 在宅ケアの充実及び
連携体制の整備

- (1) 在宅医療・介護の連携強化
- (2) 地域包括支援センターの運営
- (3) 総合的な相談支援体制の整備
- (4) 在宅生活を支援する多様なサービス基盤の充実
- (5) 家族介護者等への支援の充実
- (6) 市民への情報提供の充実や意識の啓発

地域包括支援センターの援助件数

【計画策定時 (令和4 (2022) 年度)】
162,307件
【目標 (令和8 (2026) 年度)】
170,000件

6 介護サービス等の
充実・強化

- (1) 2040年を見据えたサービス基盤・人的基盤の整備
- (2) 介護サービスの質の向上
- (3) ケアマネジメントの質の向上
- (4) 介護現場の生産性の向上
- (5) 費用負担への配慮
- (6) 介護保険制度に関する啓発・情報提供・苦情相談等
- (7) 介護給付適正化事業の推進

介護職員等処遇改善加算(I)または(II)を取得し介護人材の安定的な確保に努めている事業所の割合

【計画策定時 (令和5 (2023) 年12月)】
67.71% (参考値)
【目標 (令和8 (2026) 年度)】
70.00%

施策展開

① 高齢者健康増進施策・自立支援の取組の推進

介護予防の推進を通じて要支援・要介護状態にならない健康状態の維持・向上を促し、健康寿命の延伸と持続可能な介護保険制度の実現に向けた取組を強化します。

② 高齢者の社会参加と生きがい創出の支援

地域活動への参加意欲を醸成し、参加機会の拡充を図り、支え合い活動を推進することで、高齢者の生きがい・やりがいの創出につなげます。健康維持を図りつつ地域社会の担い手となり、充実した生活を実感できるよう、生涯学習や就労支援、活動機会の提供と情報発信を行います。

③ 高齢者が安心して暮らし続けられる都市・住まいの基盤整備

高齢者が安心して暮らし続けられる生活環境の整備を進めます。加えて、安心・安全に生活できるように、防災・減災の支援、感染症対策等についても取組を進めます。高齢者の人権が尊重され安心して暮らすことができるよう、権利擁護事業、成年後見制度の利用促進にも取り組みます。

④ 認知症施策の推進

認知症の方が尊厳を保ちながら住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、認知症の予防と早期発見・早期対応の推進、認知症に関する普及・啓発、成年後見制度等の利用促進、当事者への支援や居場所の提供など各種支援施策を総合的に推進します。

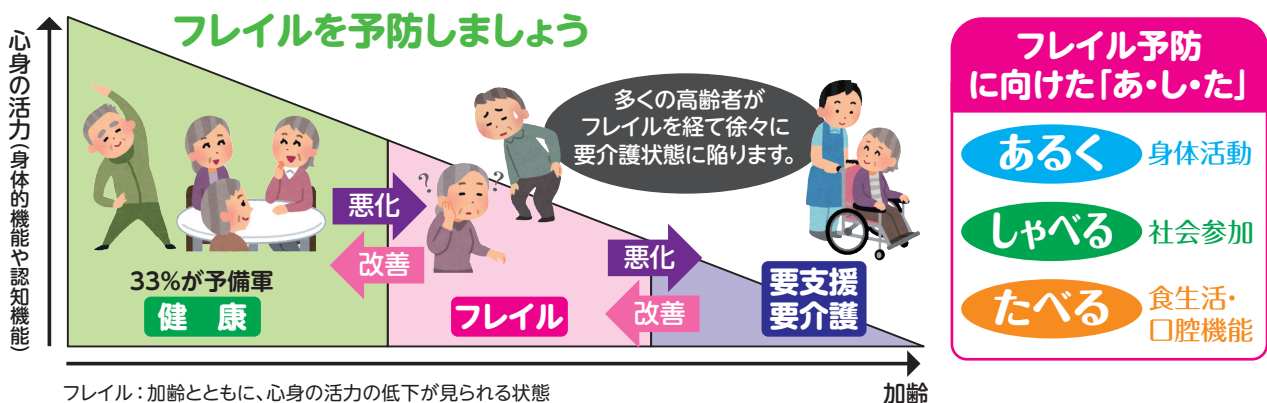
⑤ 在宅ケアの充実及び連携体制の整備

在宅医療・介護の連携強化、地域包括支援センターの機能の充実、総合的な相談支援体制の整備など在宅ケアの基盤整備に向けた取組を進めます。

⑥ 介護サービス等の充実・強化

利用者が安心して多様なサービスを利用できるようにサービスの質の向上に取り組みます。また、中長期的な視点に立ってサービス基盤を確立し、円滑に利用できる環境整備を進めます。

介護の仕事の魅力向上や定着促進に向けた取組等を通じて介護人材を円滑に確保できる体制の構築を進めます。また、業務効率化を進めて職員の負担軽減を図るなど生産性の向上に関する取組を進めます。



高齢者の状態に応じた施策展開

	自立期	要支援・軽度期	中度期・終末期
	健康維持や地域活動への参加を支援し、将来に備えるための情報提供等を行う 	在宅生活の継続に向けた支援を行い、重症化防止のため適切な医療・介護サービスの提供を行う 	地域とのつながりを維持するための支援を行い、本人の意思に基づく医療・介護サービスの提供や専門的支援を行う 
1 高齢者健康増進施策・自立支援の取組の推進	介護予防の充実・推進 リハビリテーション専門職を活かした取組の推進 介護予防・生活支援サービス事業の推進 生涯にわたるこころと体の健康の増進		
2 高齢者の社会参加と生きがい創出の支援	社会参加の機会・情報の提供 地域を支える担い手の確保・育成 地域の通いの場の創出 地域における助け合い活動の推進		
3 高齢者が安心して暮らし続けられる都市・住まいの基盤整備	高齢者が安心して暮らし続けられる住まいの確保 高齢者が暮らしやすい生活環境の整備 災害や感染症対策に係る体制整備と支援 高齢者等への見守り支援 権利擁護支援の充実 消費者被害防止や特殊詐欺被害防止のための取組推進		
4 認知症施策の推進	認知症に関する普及啓発の推進 認知症の予防と早期発見・早期対応の推進 認知症への適切な対応と支援制度の充実 認知症の本人・家族等への支援や居場所の提供		
5 在宅ケアの充実及び連携体制の整備	在宅医療・介護の連携強化 地域包括支援センターの運営 総合的な相談支援体制の整備 在宅生活を支援する多様なサービス基盤の充実 家族介護者等への支援の充実 市民への情報提供の充実や意識の啓発		
6 介護サービス等の充実・強化	2040年を見据えたサービス基盤・人的基盤の整備 介護サービスの質の向上 ケアマネジメントの質の向上 介護現場の生産性の向上 費用負担への配慮 介護保険制度に関する啓発・情報提供・苦情相談等 介護給付適正化事業の推進		

介護保険料

所得段階 区分	課税状況	所得段階別対象者	保険料率	保険料年額 (月額換算)※
第1段階	本人が市民税非課税	世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給の方 生活保護受給の方	基準額×0.455	40,500円 (3,375円)
第2段階		公的年金等収入額と合計所得金額との合計が年額 80万円以下の方	(軽減後) 基準額×0.285	25,370円 (2,114円)
第3段階		公的年金等収入額と合計所得金額との合計が年額 80万円を超え120万円以下の方	基準額×0.67 (軽減後) 基準額×0.47	59,640円 (4,970円)
第4段階		公的年金等収入額と合計所得金額との合計が年額 120万円を超える方	基準額×0.69 (軽減後) 基準額×0.685	61,420円 (5,118円)
第5段階 (基準額)		公的年金等収入額と合計所得金額との合計が年額 80万円を超える方	基準額×1	89,010円 (7,417円)
第6段階	本人が市民税課税	公的年金等収入額と合計所得金額との合計が年額 80万円以下の方	基準額×0.9	80,110円 (6,676円)
第7段階		公的年金等収入額と合計所得金額との合計が年額 80万円を超える方	基準額×1	89,010円 (7,417円)
第8段階		合計所得金額が125万円以下の方	基準額×1.18	105,040円 (8,753円)
第9段階		合計所得金額が125万円を超え200万円未満の方	基準額×1.3	115,720円 (9,643円)
第10段階		合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	基準額×1.5	133,520円 (11,127円)
第11段階		合計所得金額が300万円以上400万円未満の方	基準額×1.7	151,320円 (12,610円)
第12段階		合計所得金額が400万円以上500万円未満の方	基準額×1.9	169,120円 (14,093円)
第13段階		合計所得金額が500万円以上600万円未満の方	基準額×2.1	186,930円 (15,578円)
第14段階		合計所得金額が600万円以上700万円未満の方	基準額×2.3	204,730円 (17,061円)
第15段階		合計所得金額が700万円以上800万円未満の方	基準額×2.4	213,630円 (17,803円)
第16段階		合計所得金額が800万円以上900万円未満の方	基準額×2.5	222,530円 (18,544円)
第17段階		合計所得金額が900万円以上1000万円未満の方	基準額×2.6	231,430円 (19,286円)
第18段階		合計所得金額が1000万円以上1500万円未満の方	基準額×2.7	240,330円 (20,028円)
第19段階		合計所得金額が1500万円以上2000万円未満の方	基準額×2.8	249,230円 (20,769円)
第20段階		合計所得金額が2000万円以上の方	基準額×3	267,030円 (22,253円)

※各所得段階の保険料年額は、基準額に所得段階別の割合を乗じて得た額の10円未満の端数を切上げ
月額換算は、保険料年額を12で除して得た額の1円未満の端数を四捨五入した額を参考として記載

施設等の整備数

(単位：人分)

	現 状 令和5 (2023) 年度末見込	第9期中整備数	目 標 令和8 (2026) 年度末
介護老人福祉施設 (広域型特別養護老人ホーム)	3,143	212	3,355
介護老人保健施設	1,795	0	1,795
介護医療院	48	0	48
地域密着型介護老人福祉施設 (地域密着型特別養護老人ホーム)	327	29	356
認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	1,346	36	1,382
特定施設入居者生活介護	2,239	100	2,339

計画の推進

① 関係機関等との連携

本計画の推進にあたっては、行政だけでなく市民、地域、関係機関や各種団体、サービス提供事業者や企業等が、本計画の基本理念の実現に向けて連携と協働を図りながら取り組みます。

② 計画の周知・広報

本計画の理念や目標、施策や取組について、市民の認知・理解を得て普及・啓発するため、市の広報紙やホームページ等をはじめ多様な媒体を駆使し周知・広報活動を推進します。

また、地域や関係機関、各種団体、事業者等と協力し、介護保険制度の理念や計画内容のきめ細かな周知に努めます。

堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画【令和6 (2024) ～8 (2026) 年度】
令和6 (2024) 年3月

編集・発行：堺市健康福祉局長寿社会部長寿支援課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号
TEL 072-228-8347 / FAX 072-228-8918
ホームページ <https://www.city.sakai.lg.jp/>
堺市配架資料番号 1-F4-24-0011

